



ICS13.030.50

Z70

中華人民共和國國家標準

GB16487.11—2017

GB16487.11—2005 改訂版

輸入廢棄物原料環境保護規制標準 — 解体用船舶及びその他浮き構造物

Environmental protection control standard
for imported solid wastes as raw materials
— Vessels and other floating structures for breaking up

2017—12—29 公布

2018—03—01 實施

國家環境保護部
國家質量監督檢驗檢疫總局

目 次

前書き	II
1 適用範囲	1
2 規範引用文献	1
3 用語と定義	2
4 規制基準と要求	2
5 検査	3

前書き

『中華人民共和国固体廃棄物汚染環境防治法』『中華人民共和国放射性污染防治法』等の法令を貫徹し、解体用船舶及びその他浮き構造物の輸入による環境汚染を規制するため、本基準を制定する。

本基準は輸入廃船舶の環境保護規制要求を定めたものである。

本基準は輸入固体廃棄物環境保護規制基準の一つである。リサイクル資源目録における廃船舶の輸入管理に適用する。

本基準の第一回目の公布は1996年、2005年に第一回目の改訂を加え、今回は第二回目の改訂である。

今回改訂した主な内容：

- 輸入廃船舶の外部照射放射線測定値に関する要求を増加。
- 危険廃棄物規制に関する要求を調整。
- 検査に関する要求を改定。

本基準の実施をもって、『輸入廃棄物原料環境保護規制基準—解体用船舶及びその他浮き構造物』（GB16487.11-2005）は廃止とする。

本基準は国家環境保護部土壤環境管理局、科技標準局が改訂する。

本基準は中国環境科学研究院が作成する。

本基準は2017年12月29日国家環境保護部によって承認された。

本基準は2018年3月1日から実施する。

本基準は国家環境保護部がその解釈権を持つ。

輸入固体廃棄物原料環境保護規制基準

一 解体用船舶及びその他浮き構造物

1 適用範囲

本基準は輸入解体用船舶及びその他浮き構造物（以下「廃船舶」とする）の環境保護規制要求を定めたものである。

本基準は以下の廃船舶輸入の管理に適用する。

HS コード	固体廃棄物名称
8908000000	廃船舶（航空母艦を含まない）

2 規範引用文献

以下の文書の条項を引用し、本基準の条項とする。期日の注釈がない引用文書においては、その最新版を本基準に適用するものとする。

GB 3552 船舶汚染物排出基準

GB 5085.1 危険廃棄物鑑別基準 腐蝕性の鑑別

GB 5085.2 危険廃棄物鑑別基準 急性毒性の初回鑑別

GB 5085.3 危険廃棄物鑑別基準 浸出される有害物質の鑑別

GB 5085.4 危険廃棄物鑑別基準 可燃性の鑑別

GB 5085.5 危険廃棄物鑑別基準 化学反応性の鑑別

GB 5085.6 危険廃棄物鑑別基準 有害物質に対する含有量の鑑別

SN/T 0570 輸入廃棄物原料放射性汚染検査規程

SN/T 1791.5 輸入廃棄物原料検査検疫規程 第5部分：解体用船舶及びその他浮き構造物

『国家危険廃棄物リスト』（環境保護部、国家発展と改革委員会、公安部令第39号）

『危険化学品リスト』（国家安全生产监督管理局、工業和信息化部、公安部、環境保護部、交通運輸部、農業部、国家衛生と計画生育委員会、国家質量監督検査検疫総局、国家鉄路局、民用航空局公告2015年第5号）

3 用語と定義

以下の用語と定義を本基準に適用するものとする。

3.1 混入物（携帯物） Carried-waste

輸入廃船舶内に乗組員の生活ゴミや輸送貨物の残留物。船舶航海中に使用が必要な物品や海難船の積載貨物及びその残留物は除く。

3.2 軽トン Light tonnage

船舶無積載時の排水量で、船舶本体重量の計量単位。

3.3 危険化学物質 Hazardous chemical substance

中華人民共和国の関係部門が公布した『危険化学品リスト』内の化学物質。

4 規制基準と要求

4.1 輸入廃船舶の放射性汚染規制は下記の要件を満たさなければならない。

- a) 廃船舶内に放射性廃棄物が混入していないこと。
- b) 輸入廃船舶の外部照射放射線測定値が到着港の正常な自然放射線測定値 +0.25 μ Gy/h を超えないこと。
- c) 廃船舶の表面 α 、 β 放射性汚染レベルが表面の 300 cm^2 での最大レベルの平均値が α は 0.04Bq/ cm^2 を、 β は 0.4Bq/ cm^2 を超えないこと。
- d) 廃船舶中の放射性核種の比放射能が表 1 の制限値より低いこと。

表 1 放射性核種の比放射能制限値

核種	比放射能 (Bq/g)
^{59}Ni	3×10^3
^{63}Ni	3×10^3
^{54}Mn	0.3
^{60}Co	0.3
^{65}Zn	0.3
^{55}Fe	300
^{90}Sr	3
^{134}Cs	0.3
^{137}Cs	0.3
^{235}U	0.3
^{238}U	0.3
^{239}Pu	0.1
^{241}Am	0.3
^{152}Eu	0.3
^{154}Eu	0.3
^{91}Nb	0.3
成分不明の β - γ 混合物	0.3
成分不明の α 混合物	0.1

- 4.2 廃船舶内に廃棄爆弾、砲弾等爆発性武器の弾薬が混入していないこと。
- 4.3 輸入廃船舶は船内を洗浄していない油槽船を含まない。
- 4.4 廃船舶への以下の混入物（携帯物）の混入は厳格に制限し、その総重量は輸入廃船舶の軽トンの 0.01% を超えてはならない。
- アスベスト廃棄物またはアスベストを含有する廃棄物（船舶本体のアスベスト断熱材と絶縁材を除く）
 - 廃船舶船室内の油及び油垢の残有量
 - 密閉容器（船舶自身の密閉容器を除く）
 - 『国家危険廃棄物リスト』内の廃棄物
 - GB5085.1～GB5085.6 の鑑別基準に基づいて鑑別し、腐蝕性、毒性、可燃性、化学反応性等 1 種類或いは 1 種類以上の危険性を持つその他の危険廃棄物。
- 4.5 廃船舶内の船舶本体の断熱材と絶縁材のアスベスト含有量はその軽トンの 0.08% を超えてはならない。
- 4.6 上述の条項に並べた混入物のほかに、牽引されて航行する輸入廃船舶に関してはその他の混入物（携帯物）の混入を制限し、その総重量は軽トンの 0.05% を超えてはならない。
- 4.7 自己航行の輸入廃船舶は、上述の条項に並べた混入物のほかに、その他の混入物（携帯物）の総重量 $W_{\text{廃}}$ は以下の式に当てはまらなければならない。

$$W_{\text{廃}} \leq 1.5TN$$

式中： $W_{\text{廃}}$ —船舶その他混入物（携帯物）の総重量，kg；

T —船舶入港後の停泊時間，d；

N —船舶積載船員数，人；

1.5—係数，kg/人，d。

- 4.8 4.4 条に挙げる貨物及びその他の危険化学物質を輸送したことがある輸送専用船舶は洗浄を施さなければならない。輸入者は検閲検疫機構にかつて輸送した 4.4 条に挙げる貨物及びその他の危険化学物質の名称及び主要成分を申し出なければならない。
- 4.9 廃船舶の汚染物排出は GB3552 の要求と合致していなければならない。

5 検査

- 5.1 本基準 4.1 条の検査は SN/T 0570 の規定に従って行う。
- 5.2 本基準 4.4e) 条は GB5085.1～GB5085.6 に規定された方法で検査を行う。
- 5.3 本基準におけるその他の条項の検査は SN/T 1791.5 の規定に従って行う。

（この文書は、あくまでも『中華人民共和国国家標準 (GB16487.11-2017)』の日本語の仮訳であり、法的解釈や内容確認に関しては、上述の原文に従って行われるものとします。）